

補助金が交付されます

適切な森林整備を推進し、森林の持つ公益的機能を持続的に発揮するため、山に木を植えたり間伐などの手入れを行った場合、**一定の条件**を満たされていれば補助金が交付されます。

森林経営課では森林所有者さんにかわり施業の実施及び各種補助事業の申請を行っています。

一定の条件とは？

対象となる森林

境界が明確

1施行地当たり0.1haの面積が必要

(作業によって5ha以上且つ搬出材積10m³/ha以上が必要)

対象となる事業主体

森林経営計画の認定を受けた者、森林所有者など

対象となる施業内容

人工造林・下刈・枝打・保育間伐・間伐（搬出・切捨）・作業道等

(各施業には林齢等の適用基準があります)

注) 上記の条件を満たさない場合でも補助率が低い補助事業が受けられる場合があります。

補助事業の申請の流れ (森林組合に施業を委託する場合)

- ①森林組合へ施業申込み（補助事業の枠には限りがあります
順番待ちの状態ですので早目に申込ください）
- ②現地確認をした後にお見積提示 所有者負担額を提示します
無料でさせていただきます
- ③森林経営計画の作成・施業委託契約の締結
- ④施業の実施（間伐については通常8月以降の実施になります）
- ⑤施業完了後に県へ補助申請（12月） ➡ 県による検査（1月） ➡
➡ 県から補助金交付（2月） ➡ 精算（3月）

申込から精算までとても時間がかかります。

補助対象となる施業①



植栽・獣害防護柵



下刈



枝打



間伐(切捨)

補助対象となる施業②



作業道開設



間伐材を集材・搬出



重機を使用するの造材・玉切



搬出材の積込・運搬

補助対象となる施業③



架線集材(集材機)



架線集材(自走式搬器)



ヘリ集材



ヘリ集材